

令和 6 年 第 2 回 （ 6 月 ） 三 郷 町 議 会
定 例 会 ・ 会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日	令 和 6 年 6 月 1 7 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 （開 議）	令和 6 年 6 月 1 7 日 午後 1 時 3 0 分 宣 告 （ 第 2 日 目 ）	
出 席 議 員	1 番 神 崎 静 代 3 番 南 田 善 紀 6 番 南 真 紀 8 番 奥 山 一 臣 10 番 伊 藤 勇 二 12 番 辰 己 圭 一	2 番 吉 村 今 日 子 4 番 先 山 哲 子 7 番 高 田 好 子 9 番 木 口 屋 修 三 11 番 澤 美 穂
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 こ ども 未 来 創 造 部 長 環 境 整 備 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	木 谷 慎 一 郎 池 田 朝 博 大 西 孝 浩 加 地 義 之 辰 巳 政 行 坂 田 達 也 安 井 規 雄 渡 瀬 充 規 平 川 貴 治 川 合 孝 悟 寺 林 秀 明
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 主 任	ウ ェ ゼ ル 雅 子 武 田 千 晶

令和 6 年 第 2 回 (6 月)

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 6 月 1 7 日

午 後 1 時 3 0 分 開 議

日 程

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 | 承認第 8 号 | 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号) の専決処分について |
| 第 2 | 議案第 3 0 号 | 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 3 | 議案第 3 1 号 | 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 第 4 | 議案第 3 2 号 | 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 5 | 議案第 3 3 号 | 三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制
定について |
| 第 6 | 議案第 3 4 号 | 三郷町行政組織条例等の一部改正について |
| 第 7 | 議案第 3 5 号 | 三郷町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する
条例の一部改正について |
| 第 8 | 議案第 3 6 号 | 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 第 9 | 議案第 3 7 号 | 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正につい
て |
| 第 1 0 | 議案第 3 8 号 | 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について |
| 第 1 1 | 議案第 3 9 号 | 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について |
| 第 1 2 | 議案第 4 0 号 | 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について |
| 第 1 3 | 議案第 4 1 号 | 三郷町下水道条例の一部改正について |
| 第 1 4 | 議案第 4 2 号 | 三郷町公営住宅管理条例の一部改正について |
| 第 1 5 | 議案第 4 3 号 | 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につい
て |
| 第 1 6 | 議案第 4 4 号 | 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について |
| 第 1 7 | 議案第 4 5 号 | 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産
の処分について |
| 第 1 8 | 議案第 4 6 号 | 三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事 (勢野東 1 工区) 受託
契約の締結について |

第 1 9 発議第 2 号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書

第 2 0 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 2 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 議

午後 1 時 3 0 分

〔開議宣告〕

議長（辰己圭一） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（辰己圭一） 日程第 1、「承認第 8 号、令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」から、日程第 19、「発議第 2 号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書」までを一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。去る 10 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（辰己圭一） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会、高田好子委員長。

委員長（高田好子）（登壇） 総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 6 月 10 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、6 月 11 日に委員会を開会し、付託されました承認案件 1 件、議決案件 10 件、報告事項 1 件、議員発議 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「承認第 8 号、令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「議案第 30 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）」、歳入関連部分、歳出（款）2. 総務費、（款）4. 衛生費、（項）2. 環境衛生費、（項）3. 清掃費、（款）6. 商工費、（款）7. 土木費、（款）11. 公債費、債務負担行為補正追加（勤怠管理システム借上）、地方債補正変更（山辺・県北西部広域環境衛生組合建設事業）、「議案第 31 号、令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）」、「議案第 33 号、三郷町情報通信技術を活

用した行政の推進に関する条例の制定について」、「議案第 3 4 号、三郷町行政組織条例等の一部改正について」、「議案第 3 5 号、三郷町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について」、「議案第 4 2 号、三郷町公営住宅管理条例の一部改正について」、「議案第 4 3 号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について」、「議案第 4 4 号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について」、「議案第 4 5 号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について」、「議案第 4 6 号、三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 1 工区）受託契約の締結について」は、全て、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第 3 号、令和 5 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告を受けました。

次に、「発議第 2 号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書」につきましては、奥山一臣総務建設常任委員より修正案が提出され、慎重に審査を行いました結果、修正案及び修正部分を除く原案については、いずれも全会一致をもちまして、可決することに決しました。

以上が、付託を受けました案件の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしますして、委員会の報告といたします。

令和 6 年 6 月 1 7 日

総務建設常任委員会

委員長 高田好子

〔文教厚生常任委員会〕

議長（辰己圭一） 次に、文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会、先山哲子委員長。

委員長（先山哲子）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 6 月 1 0 日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、6 月 1 3 日に委員会を開会し、付託されました議決案件 7 件、報告事項 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第 3 0 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）」、歳入（款）1 4．国庫支出金、（款）1 5．県支出金、歳出（款）3．民生費、（款）4．衛生費、（項）1．保健衛生費、（款）9．教育費、「議案第 3 2 号、令

和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 3 6 号、三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、「議案第 3 7 号、三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」、「議案第 3 8 号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第 3 9 号、三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について」、「議案第 4 0 号、三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」は、全て、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第 3 号、令和 5 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしますしまして、委員会の報告といたします。

令和 6 年 6 月 1 7 日
文教厚生常任委員会
委員長 先山 哲子

〔上下水道特別委員会〕

議長（辰己圭一） 次に、上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会、木口屋修三委員長。

委員長（木口屋修三）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る 6 月 1 0 日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、6 月 1 2 日、委員会を開会し、付託されました決議議案 1 件、報告事項 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第 4 1 号、三郷町下水道条例の一部改正について」は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第 4 号、令和 5 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」は、報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたしますしまして、委員会の報告といたします。

令和 6 年 6 月 1 7 日
上下水道特別委員会
委員長 木口屋修三

以上でございます。

議長（辰己圭一） 以上で、各委員会の審査の結果報告を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（辰己圭一） それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第１、「承認第８号、令和６年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第２、「議案第３０号、令和６年度三郷町一般会計補正予算（第１号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３、「議案第３１号、令和６年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４、「議案第３２号、令和６年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とし、質疑に入ります。

————質疑を終結し、討論に入ります。

————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５、「議案第３３号、三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

————質疑を終結し、討論に入ります。

————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６、「議案第３４号、三郷町行政組織条例等の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

————質疑を終結し、討論に入ります。

————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第７、「議案第３５号、三郷町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開

に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、「議案第36号、三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、「議案第37号、三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「議案第38号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１１、「議案第３９号、三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１２、「議案第４０号、三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１３、「議案第４１号、三郷町下水道条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１４、「議案第４２号、三郷町公営住宅管理条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１５、「議案第４３号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１６、「議案第４４号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１７、「議案第４５号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「議案第46号、三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東1工区）受託契約の締結について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、「発議第2号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、まず、本案にかかり、委員会に提出された修正案について採決します。

修正案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

委員会の修正案について、委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決します。

本案について、ただいま可決した修正部分を除く原案は可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。よって、「発議第2号、ガザ地区の即時訂正のための積極

的外交を政府に要求する意見書」は、修正可決とすることに決しました。

〔広域連合議会議員選挙〕

日程第20、「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することとなりますが、3名の立候補がありました。このことから、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において、選挙を実施することになったものであります。

なお、この選挙は、当該規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により、当選人を決定することになっておりますので、三郷町議会会議規則第33条において、選挙結果を報告することが規定されておりますが、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。よって、本選挙結果の報告については、本町議会における候補者の得票数のみを報告することとします。

これより投票を行います。議場の出入口を閉鎖します。

（議場出入口閉鎖）

議長（辰己圭一） ただいまの出席の議員は11名です。

次に、立会人を指名します。三郷町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、吉村今日子議員、8番、奥山一臣議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

（投票用紙配付）

議長（辰己圭一） 皆さん、投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

議長（辰己圭一） 投票箱の異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番議員から投票願います。

(投票)

議長(辰己圭一) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。立会人に指名しました、2番、吉村今日子議員、8番、奥山一臣議員の開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(辰己圭一) 立会い、お疲れさまでございました。

選挙の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票なしでございます。有効投票のうち、青木義勝議員8票、松田哲子議員1票、坂本博道議員2票。

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

議長(辰己圭一) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙長へ報告します。

〔閉会中の継続調査〕

議長(辰己圭一) 日程第21、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長からの三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（辰己圭一） それでは、町長から閉会の挨拶がございます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る１０日から本日までの８日間にわたり、提出いたしました案件につきまして、慎重審議の上、それぞれ承認、可決賜り、誠にありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、町政の今後のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。どうか今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本定例会で、勤怠管理システムの導入に係る補正予算と、情報技術を活用した行政の推進に関する条例の新規制定を可決いただきましたが、これらは、本町における行政手続のデジタル化が大きく前進するきっかけとなります。

勤怠管理システムの導入によって、事務効率化はもちろんのこと、職員の勤務状況が一元管理できることから、職場環境が改善し、ウェルビーイングな職場づくりにつながります。また、デジタル化が進むことにより、住民の方々の行政手続における利便性が向上し、ひいては、本町が掲げる、透明で不正を許さない公平公正な組織づくりにも大きく寄与するものと考えております。

話は変わりますが、６月も下旬に差しかかり、今年の梅雨入りが平年に比べて全国的に遅れている中、既に連日、日中の気温が３０度を超える真夏日が続き、梅雨の大雨による被害に加えて、暑さによる熱中症も懸念されております。

本町では先日、昨年に引き続き、職員を対象とした防災情報システムの訓練を実施し、いざというときにシステムを有効に活用して迅速に災害に対応できるよう、手順や段取りの確認を行ったところでございます。出水期に当たり、今後も住民の皆様の安全と安心のため、万全な体制で取り組んでまいります。

これから、本格的な夏を迎え、体力的にも厳しい時期となります。議員各位には、くれぐれも体調にはご留意いただきまして、ますますご活躍をされますことを祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（辰己圭一） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和６年第２回三郷町議会定例会を閉会します。

皆様、どうもご苦労さんでございました。

閉　　会

午後　２時０６分

〔会議録署名〕

会議の経過を記載して、その相違なきことを証するためここに署名する。

議 長

番

番